

委員会委員の代理出席について（案）

委員の代理出席については、桑名西医療センター跡地活用検討委員会設置要綱第3条第1項第7号及び第8号に規定される委員がやむを得ない事由により欠席する場合、その委員がその所属する団体や会の役員等の中から代理人を定め、その者を代理人として出席させることができることとする。ただし、その場合、委員はその者を代理人とする委任状を委員長に提出しなければならないものとする。

1. 代理人を出席させることができる委員

桑名西医療センター跡地活用検討委員会設置要綱第3条第1項第7号及び第8号委員

(7) 大成地区自治会連合会長

(8) 地元自治会代表者

平成 年 月 日

桑名西医療センター跡地活用検討委員会委員長 様

桑名西医療センター跡地活用検討委員会委員
(要綱第3条第1項第 号委員)

印

委 任 状

私は、第 回桑名西医療センター跡地活用検討委員会に出席できませんので、下記の者を代理人として認め、一切の権限を代理人に委任いたします。

記

代 理 人

(所属団体等)

(氏 名)